

事業概要 【デジタル地域通貨プラットフォーム構築事業】

自治体名	北海道苫前町	人口	2,670人	事業費	10,502千円
事業概要	<p>町内店舗での購買行動の促進とキャッシュレス決済手数料の域外流出を防ぐため、「デジタル地域通貨」を導入することで、事業継続に課題を有する商工業者を中心とした地域経済の好循環による活性化を図る。同時に、「地域ポイント付与機能」を登載し、健康増進等の地域課題の解決やまちづくり等の地域コミュニティの醸成に資する住民活動への動機付けを図り、地域全体のウェルビーイング向上、データ分析によるEBPMの推進を目指す。</p>				
具体サービス	<p>【デジタル地域通貨サービス】</p> <p>住民・地域事業者の参画を促すことで、地域に根付いたサービスとして定着し、地域内経済の好循環と給付事業等の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル地域通貨のプラットフォームを構築 スマートフォンによるキャッシュレス決済に対応 決済オペレーションを同一にすることで、加盟店側の負担軽減が可能 カードタイプでも発行ができるため、スマートフォンを持たない高齢者等でも利用可能 各種給付事業、商品券発行事業、行政ポイント付与事業（ボランティアポイント等）をデジタル地域通貨プラットフォーム上で実施 決済データの取得により、利用者の属性や購買単価等のデータ分析によるEBPMを実現 				
主なKPI	<p>【アウトプット指標（活動指標）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①デジタル地域通貨サービス登録者数 ②デジタル地域通貨決済額（流通額） ③ 		<p>【アウトカム指標（成果指標）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用者の満足度 ② ③ 		

■ 事業の実施によって解決を図る課題及び実現したい地域像

■ 事業の実施によって解決を図る課題

本町は、人口減少と少子高齢化が最大の課題となっており、1956年の総人口11,737人をピークに減少が続き、2050年には1,361人にまで減少するとの推計結果が示されている。また、生産年齢人口が2040年には40.0%を割り込むと予測、人口減少のみならず、若者世代の減少が著しく、地方創生の原動力たるべき存在の喪失が懸念される。

さらに商工業においては、本町の事業所数は、2009年の191件から2016年には173件へと卸売業・小売業を中心に減少しており、人口減少が地域内消費の減少に直結しているところでもある。加えて、本町の産業全体での従業者数（企業単位）は、2009年の933人から2016年には860人に減少し、労働力等の生産資源を事業拡大や生産性向上に投資するという企業体力の確保が困難となっている状況にある。

■ 事業の実施により将来的に実現したい地域像

本町内でのみ使用可能なデジタル地域通貨を運用するためのプラットフォームを構築、運用し、町内店舗での購買行動を促進し、地域経済を好循環させて活性化させる。デジタル地域通貨は、スマートフォンやカードを利用してキャッシュレスで決済されることから、利用者の利便性が向上し、決済手数料等の域外流出を防ぐとともに、観光事業やふるさと納税との連携により、域外からの流入を促進させることで、さらなる地域経済の活性化を図る。

また、「地域ポイント」を発行する機能を付加することで、健康増進や介護予防といった地域課題の解決、まちづくりやボランティア等の地域コミュニティの醸成に資する住民活動への動機付けを図り、地域全体のウェルビーイングの向上を目指すとともに、取得したデータを分析、活用することで、EBPMの取組を推進していく。加えて、地域外の本町への関心層に対しても、まちづくり企画への参加等の貢献度に応じたポイントを付与し、関係人口の増加や地域コミュニティの活性化を図るとともに、デマンド交通や再生可能エネルギーの利用ポイント付与などを進め、地域の魅力向上を継続する。

本事業を通じて、「第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるとおり、商工業者の経営の安定を図り（基本目標①）、地域住民が健康で活躍する地域をつくる（基本目標⑤）とともに、地域外からの新しい人の流れをつくる（基本目標②）ことで、「いつまでも暮らしていける苫前に」という将来像の実現を目指す。

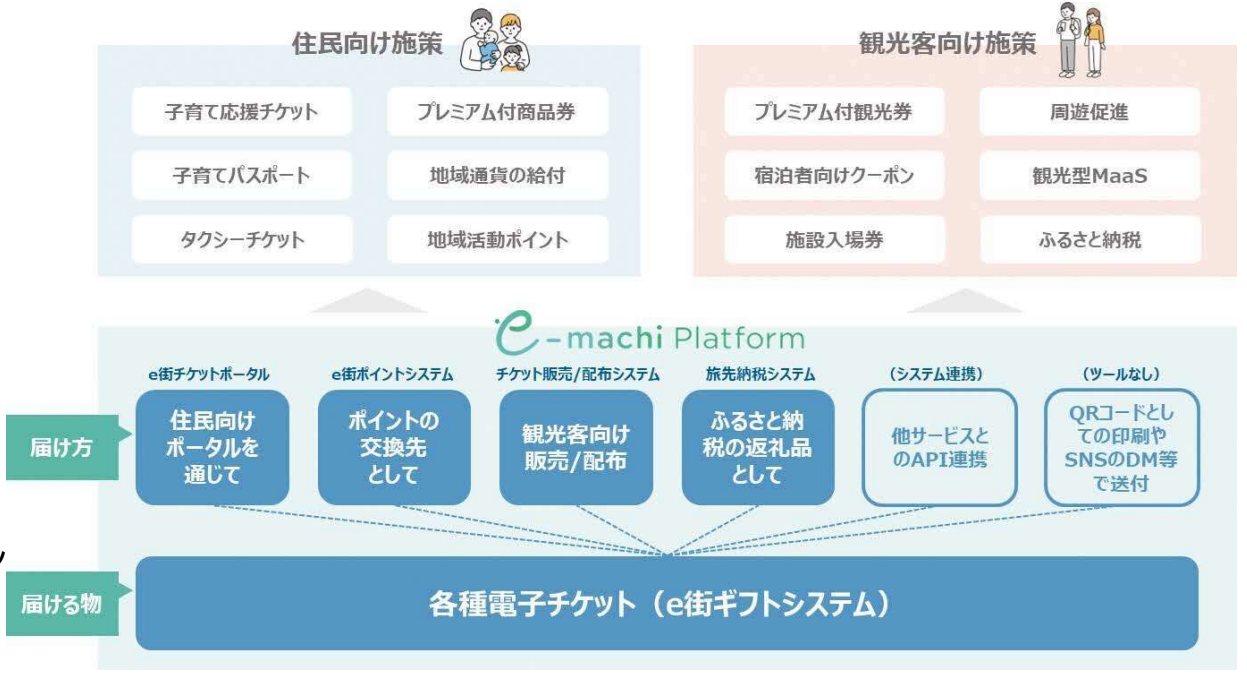
サービス名	デジタル地域通貨サービス	事業費	10,502千円
ターゲット	地域住民及び旅行者等の本町に関心を有する者		
サービス内容			

特定の地域内の加盟店で使用できる「デジタル地域通貨」を発行できるプラットフォームを構築する。発行されるデジタル地域通貨は、スマートフォンで利用可能なデジタルチケットであり、また、様々な種類のチケットが発行可能であるが、加盟店は統一オペレーションで運用できることから、加盟店の負荷軽減を図っている。(町内約50店舗が加盟予定)

具体的には、住民向けプレミアム商品券（発行額65百万円/年）の電子化、結婚祝い金、出産祝い金等の子育て支援に係る給付金の電子化、地域イベントやボランティア等に参加した住民への地域ポイントの付与と電子商品券等への交換、デマンド交通の利用者認証や利用チケットの配布及び利用状況管理の電子化を実現する。これらのデジタル化により、スマートフォンを通じたキャッシュレス決済が普及し、利便性が向上するとともに、地域ポイントの発行による経済的メリットも生じることとなる。

また、観光客向けのクーポンやプレミアム付商品券の電子化、ふるさと納税の返礼品として使えるデジタルギフトの発行など、共通のプラットフォームから様々なデジタル地域通貨、地域ポイントを活用した施策を提供することで、地域経済や地域コミュニティの活性化、地域ブランド力の向上が図られる。

加えて、高齢者等のデジタルディバイド対策として、従来の紙媒体やポイントカードにも対応し、等しくサービスを提供することが可能である。



☑ 上記サービスの実装にあたり、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業は、当該補助金等を利用することについて確認した

■ 参考とした他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービス

■ 岡山県英田郡西粟倉村「あわくらポイントサービス事業」

岡山県英田郡西粟倉村が実施する「あわくらポイントサービス事業」にて、自治体ポイントを電子及びプラスチックカードで運用するハイブリッド型の基盤として、また、ポイントの交換商品となる「あわぽギフト券」の運用基盤として導入している。

「あわくらポイント」は、西粟倉村が指定したイベントに参加するほか、健康診断の受診などの健康づくり、ボランティアへの参加などの地域貢献活動へ参加することで電子及びプラスチックのカードとして付与される自治体ポイントであり、電子版の「あわくらポイント」は電子の「あわくらポイントギフト券」に交換でき、村内の加盟店での利用や応援したい地域活動への寄付が可能となっている。

サービスの導入後、総人口の6割を超えるポイント制度利用者を獲得し、登録者1人当たりのポイント付与回数も約5回/年となっていることから、村づくりや人づくりといった住民活動への参加促進に加え、定住促進や子育て支援なども含め、住民の行動変容を促す効果がみられるとともに、ポイント付与による経済的メリットが住民及び事業者 enjoyment され、地域経済の活性化が図られている。



■ 参考URL: <https://www.vill.nishiawakura.okayama.jp/wp/category/あわくらポイントサービス/>

■ 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI（3カ年分）*1つ以上

KPI①	デジタル地域通貨サービス登録者数	種別	アウトプット	単位	人
KPIの概要、測定方法	「デジタル地域通貨サービス」を利用するために必要な当該サービスの登録者数。デジタル地域通貨サービスの管理ツールにて確認し、測定する。				
事業成果等の計測に適する理由	地域における普及状況を客観的に把握することができるため。プレミアム商品券の購入者約1,000人のうち、高齢者層への浸透には一定程度の時間を要することを踏まえ、また、町内店舗での普及、展開を加味し、40%程度（400人、人口の15%相当）が初年度にデジタル地域通貨サービスを利用するものとして目標を設定した。				
	2025年度末		2026年度末		2027年度末
	400		800		1,200

KPI②	デジタル地域通貨決済額（流通額）	種別	アウトプット	単位	千円
KPIの概要、測定方法	デジタル地域通貨の決済額（流通額）。デジタル地域通貨サービスの管理ツールにて確認し、測定する。				
事業成果等の計測に適する理由	地域経済の循環による活性化を目標として掲げており、効果が得られているかを判断するための適切な指標であるため。KPI①と同様に、プレミアム商品券発行額の40%（26百万円）を見込むとともに、町内店舗（約50店）での一般利用への波及効果を加味し、初年度目標を設定した。				
	2025年度末		2026年度末		2027年度末
	40,000		80,000		120,000

KPI③		種別	アウトプット	単位	
KPIの概要、測定方法					
事業成果等の計測に適する理由					
	2025年度末		2026年度末		2027年度末

■ 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI（3カ年分）*1つ以上

KPI①	利用者の満足度	種別	アウトカム	単位	ポイント
KPIの概要、測定方法	デジタル地域通貨を利用した人の5段階評価満足度の平均値。デジタル通貨サービスの利用者に対してオンラインでアンケート調査を実施し、利用者に回答してもらうことで測定する。				
事業成果等の計測に適する理由	デジタル地域通貨サービスを利用し満足した人数が多ければ多いほど、地域経済の好循環が促進されるとともに、ウェルビーイング向上に効果があると考えられるため。また、アンケート調査にて、任意で不満点等を記入してもらい、サービスの改善を図る。初年度目標は、別途導入した「LINEを活用した行政手続等のオンラインサービス」に対する住民満足度の初年度実績（3.5）を参考に設定した。				
2025年度末		2026年度末		2027年度末	
3.5		4.0		4.5	
KPI②		種別	アウトカム	単位	
KPIの概要、測定方法					
事業成果等の計測に適する理由					
2025年度末		2026年度末		2027年度末	
KPI③		種別	アウトカム	単位	
KPIの概要、測定方法					
事業成果等の計測に適する理由					
2025年度末		2026年度末		2027年度末	

■ デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守

☑ 申請事業の実施にあたっては、デジタル原則（構造改革のための基本原則）を遵守して取り組む

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則	
第6層 業務改革・BPR／組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

参考：デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（デジタル臨時行政調査会）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf

■ 調達における十分な競争環境確保の遵守

☑ 申請事業に実施に当たっては、十分な競争原理の下で適切な調達を行う観点から、原則として競争入札による調達を実施する

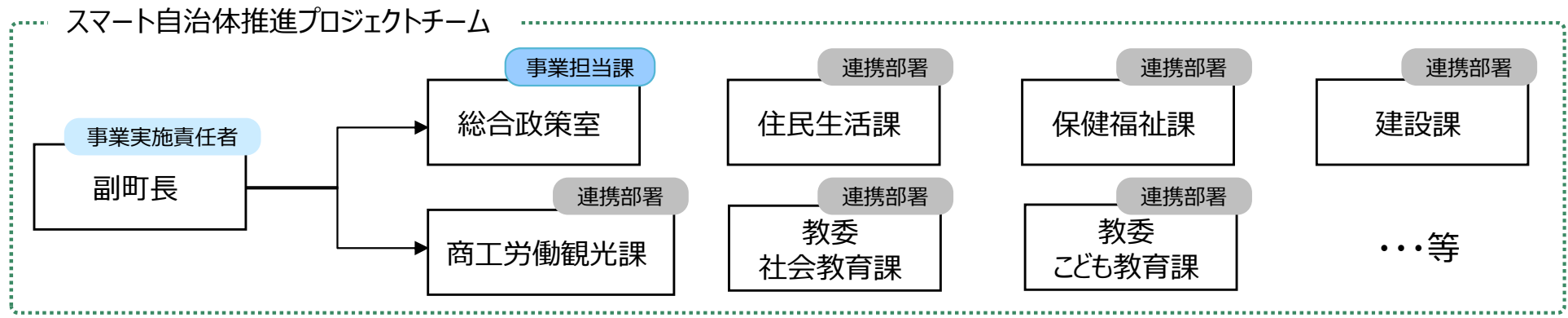
- ※ 逐条地方自治法（第9次改訂版）においては、「地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るという観点から、競争入札の方式をもって地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべき」と記載されており、原則として、地方公共団体の行う調達は競争入札で行うべきものである。
- ※ 地方自治法令上、契約は一般競争入札が原則であり、随意契約等、その他の方法による契約は、政令に定める場合に限り、これによることができるものであり、十分に注意されたい。
 - 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄
（契約の締結）
第二百三十四条
売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
 - 松本英昭「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」学陽書房,2017 抜粋
普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方式をもって、普通地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべきことは当然であろう。このようなことから、昭和38年の改正において、一般競争入札を原則とする建前を明確にし、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされた。つまり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる場合は、後述する政令で定める場合に限るのであり、この政令に定める場合に該当しない契約は、一般競争入札によらなければならない。

☑ 申請事業に実施に当たっては、十分な競争原理の下で適切な調達を行う観点から、複数の事業者から見積書を徴求するとともに、事業者に対して具体的な見積もりの内訳の提示を求める

- ※ 「情報システムの調達に係る見積標準」に沿って、作業区分ごとの詳細な内訳が記載された見積書を参考とすることを推奨する。

■ 庁内の推進体制

副町長を事業実施責任者とし、申請責任者の総合政策室をリーダーとして、商工労働観光課をはじめとする各連携部署を含み、全庁横断的に構成するプロジェクトチームを組織して事業を推進する。プロジェクトチームでは、本件事業を含めた自治体DXの推進について、自治体としての方針確認に加え、各所管の事務事業に係る情報の共有を図るとともに、必要に応じて各種サービスの評価や改善提案などを行っている。



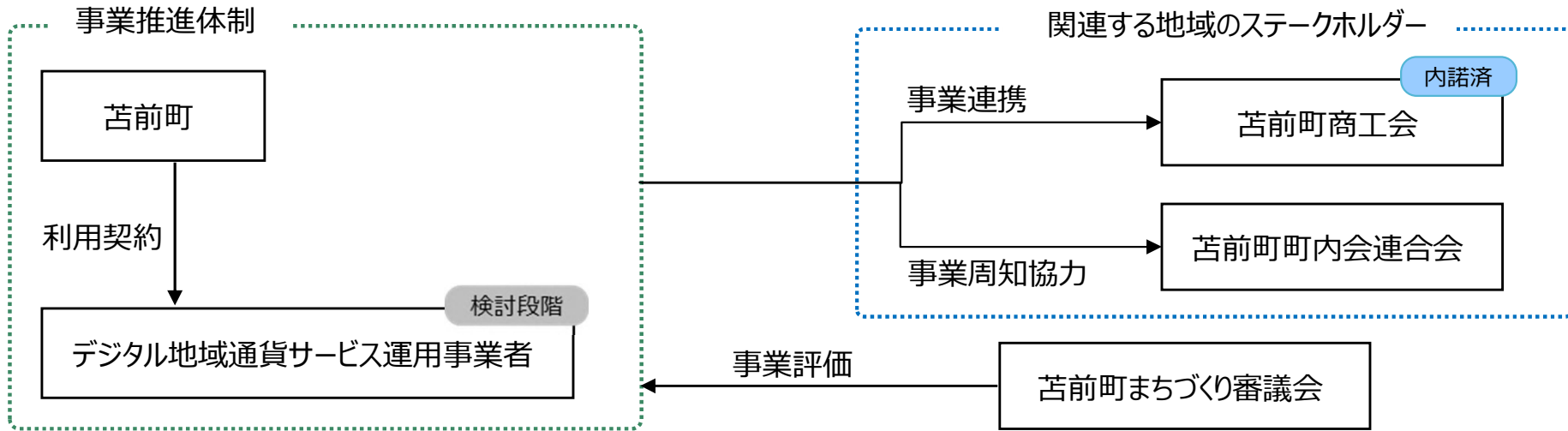
【各課室の役割】

役割	名称	具体的な業務内容
事業実施責任者	副町長	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体のマネージメント・進捗管理
事業担当課	総合政策室	<ul style="list-style-type: none"> 関係するステークホルダーとの調整 システムの調達、業務フローの検討 住民向けの周知・広報 事業に係るサービス評価・改善のためのアンケート調査等の実施
連携部署	商工労働観光課	<ul style="list-style-type: none"> プレミアム付商品券発行事業を所管
連携部署	住民生活課 等	<ul style="list-style-type: none"> 所管する事業はないが、自治体としての方針確認・情報共有を実施

■ 事業推進体制

苫前町及びサービス提供事業者とで事業推進体制を構築する。

また、地域事業者や地域住民等で構成される各団体（ステークホルダー）に事業周知や利用講習会開催の調整等に協力いただくとともに、苫前町まちづくり審議会にて事業結果の検証などの評価を実施し、改善提案などもいただく。



名称	役割
苫前町	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の立案 報告書作成をはじめとする事業全体の管理・統括業務内諾済
デジタル地域通貨サービス運用事業者	<ul style="list-style-type: none"> システム導入、運用、保守 システム改善等のサポート
苫前町商工会	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店登録手続等への協力 プレミアム付商品券発行事業の実施 サービスの周知

名称	役割
苫前町町内会連合会	<ul style="list-style-type: none"> 団体の会議等における事業周知 各構成員からのフィードバック情報の収集 サービスの周知
苫前町まちづくり審議会	<ul style="list-style-type: none"> 総合振興計画等について調査・審議する町の附属機関であり、KPIの事業結果の検証などの評価を実施 構成員は、るもい農協、北るもい漁協、苫前町商工会、留萌中部森林組合、苫前町観光協会、苫前町社会福祉協議会、苫前町PTA連合会、苫前町体育協会、苫前町文化協会、苫前町町内会連合会、苫前町子ども会育成連絡協議会、苫前町老人クラブ連合会、苫前町民生委員児童委員協議会、留萌信用金庫

■ サービスを地域に普及・定着させるための工夫

町のHP、広報紙、公式LINE、SNS等において適時適切に周知・広報を実施する。

広報資材は、デジタル地域通貨サービス運用事業者及び苫前町商工会と連携して作成し、利用者向け・加盟店向けにそれぞれ作成し、説明会を開催するなど地域への浸透を図るとともに、最初のデジタル地域通貨サービス利用機会とすることを予定しているプレミアム付商品券（地域振興券）の発行時には、十分な情報提供が行えるよう措置する。

さらに、順次デジタル地域通貨の利用機会を拡大し、継続した周知・広報を行うことで、地域への普及・定着に取り組む。

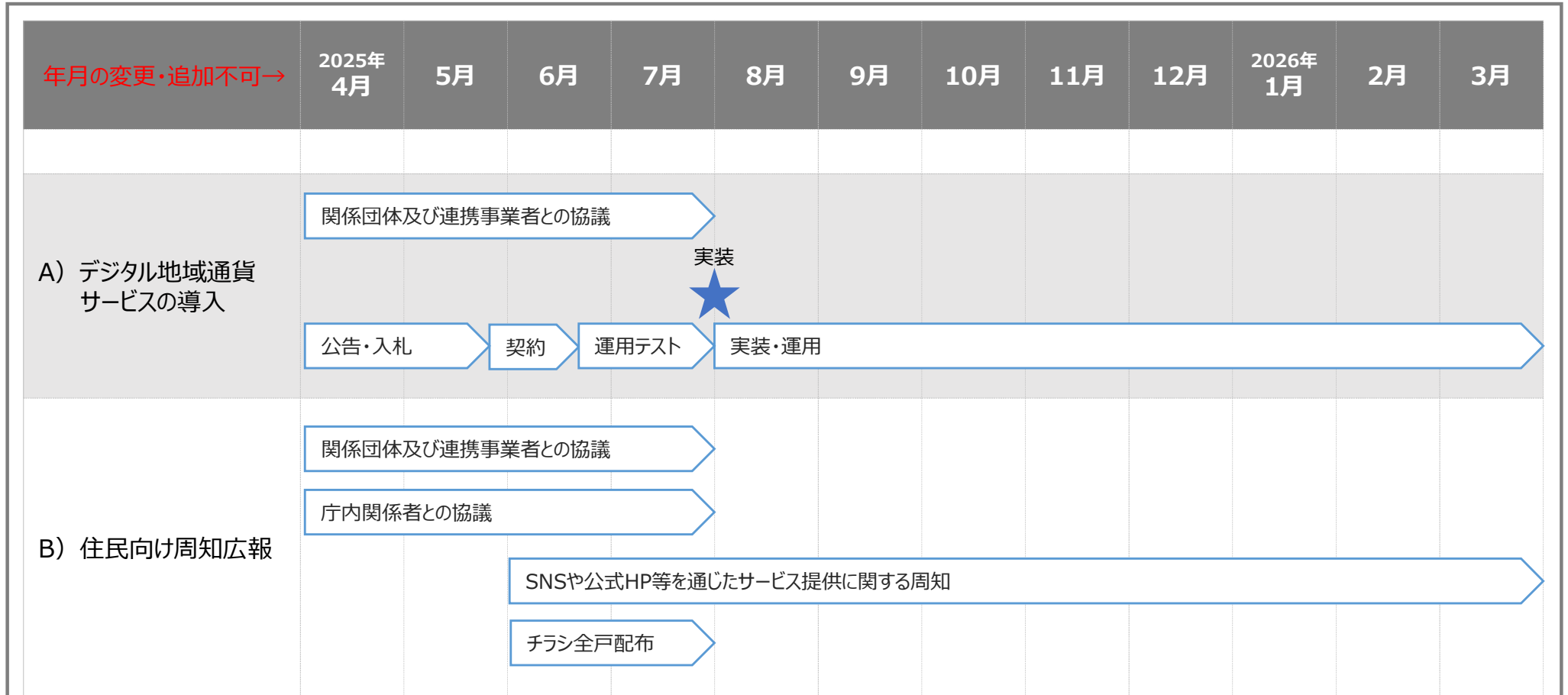


■ サービスの質やユーザー満足度の向上・改善の手法



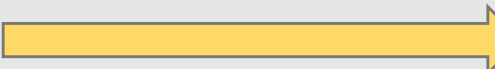



少なくとも年1回実施するKPI測定のためのアンケート調査の回答や、本事業の連携先である苫前町商工会や周知協力団体である苫前町町内会連合会から寄せられるフィードバック等を踏まえ、新たに設置する「スマート自治体推進プロジェクトチーム」及び別途実施している「事務事業評価」において評価・分析を行うとともに、当該自己評価に対し、既存の外部組織である「苫前町まちづくり審議会」においても評価・分析を加えることで、継続的な向上・改善を図る。

なお、アンケート調査においては、デジタル地域通貨サービスに対する評価に関する情報を収集するとともに、要望や提案を受け付けるオンライン窓口を常設して提供することで、サービスの質やユーザー満足度の向上・改善が継続して図られるように措置する。

■ 実装計画（実装までのプロセス・スケジュール）



■ 運営計画（KPI達成のための中長期スケジュール）

年度の変更不可→	2025年度	2026年度	2027年度
デジタル地域通貨サービスの提供範囲拡大	サービス実装 	行政ポイント付与事業の追加 (介護予防、健康づくり…) 	その他の事業への対応（デマンド交通利用チケット、スタンプラリー…） 
ユーザー獲得に向けた周知広報	チラシ全戸配布 	デジタル地域通貨利用促進に向けたSNSや公式HP等を通じた周知 苫前町デジタルコミュニティ（ファンサイト）を通じた周知（主に地域外向け） 	

■ 本事業で活用予定のモデル仕様書

※該当する団体のみ記入すること

- | | | |
|---|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> AIオンデマンド交通システム | <input type="checkbox"/> オンライン申請 | <input type="checkbox"/> 自治会業務システム |
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳アプリ | <input type="checkbox"/> 住民等向けポータル | <input type="checkbox"/> 検診予約システム |
| <input type="checkbox"/> 健康ポイント | <input type="checkbox"/> 電子図書館 | <input type="checkbox"/> 観光周遊ポータル |
| <input type="checkbox"/> オンライン診療 | <input type="checkbox"/> 避難所運営システム | <input type="checkbox"/> 保育所入所選考 |
| <input type="checkbox"/> 保育所業務支援システム | <input type="checkbox"/> 公開型GIS | <input type="checkbox"/> 高等学校入学者選抜手続き |
| <input type="checkbox"/> 授業支援システム | <input type="checkbox"/> 公共施設等予約システム | |
| <input type="checkbox"/> AIドリル | <input type="checkbox"/> デジタルミュージアム | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 地域通貨・ポイント | <input type="checkbox"/> 公共施設等のスマートロック | |

■ モデル仕様書活用における遵守条件

■ 申請にあたり、以下要件を遵守のうえ取組を行うこと

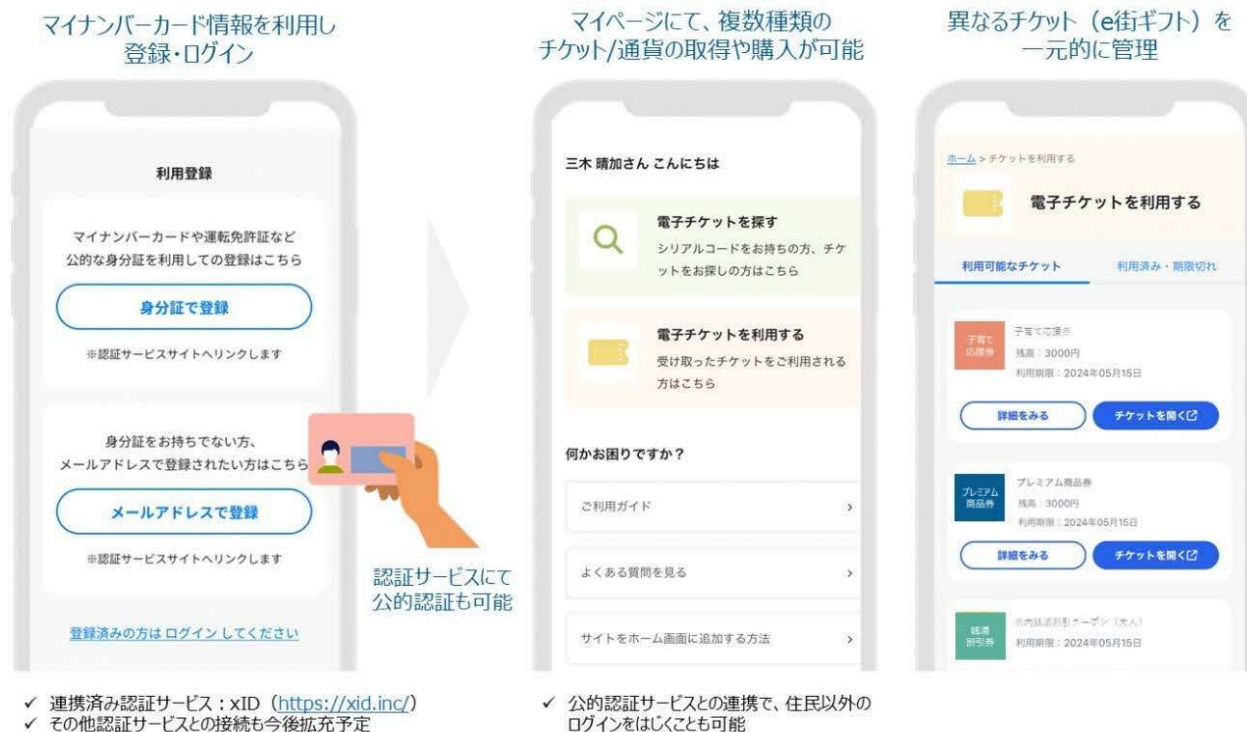
- 対象サービスの調達にあたってはモデル仕様書を活用すること。
- 本加点措置の適用は、モデル仕様書で示す機能以上のサービスを実装することを前提とするものであり、事業採択後にモデル仕様書で示す機能以上のサービスを実装しない計画変更は認められない。
- 別添7のとおり、調達時の活用実態を速やかに国に報告すること。デジタル庁が次年度以降に実施する、調達事務の削減効果検証等も含めた本取組の関連調査に必ず協力すること。

■ マイナンバーカードの利活用事業

■ 本事業におけるマイナンバーカードの利活用シーン

本事業において構築するプラットフォーム上で、マイナンバーカードによる公的個人認証を活用して利用登録、ログインを行う。

これにより、住民限定のプレミアム商品券の発行をはじめ、結婚祝い金、出産祝い金等の子育て支援に係る給付金の支給、地域イベントやボランティア等に参加した住民への地域ポイントの付与と電子商品券等への交換、デマンド交通の利用者認証や利用チケットの配布を可能とする。



■ 参考とした他の地域等で既に導入されているマイナンバーカードの利活用事業

愛知県日進市「自動運転バスの乗車予約およびポイント付与の実証事業」

日進市内を走行する自動運転バス(実証実験中)に予約の上乗車した際に、専用ポイント「自動運転バス予約ポイント」が発行され、日進市内で利用できる景品や割引券などの特典と交換が可能。本事業は、マイナンバーカードの普及促進及び利活用拡大を目的とした事業である「日進市市民カード化構想」の一環として実施されている。

参考URL：<https://giftee.co.jp/pressrelease20240219/>
https://www.city.nisshin.lg.jp/department/seikatu/ido/1/new_mobility/selfdriving_rider_reservation.html

